

令和6年度 坂井市商工会総代選挙について（総代立候補公告）

本年度で任期満了になる本商工会の総代改選について、定款および総代選任規定に従い総代選挙の手続きを行いますので、お知らせいたします。

※総代は、商工会の最高決議機関である総代会に出席して、会員を代表して決議する重要な役割で、支部毎に属する会員の中から住所、業種に応じて公平に選挙するものです。

総代の立候補および、選挙の日程等は下記のとおりとなりましたのでお知らせ致します。

なお、総代の任期は令和6年5月1日から3年間です。

- 【日程】
1. 総代の立候補届受付開始日 令和6年3月1日（金）
 2. 総代の立候補届提出締切日 令和6年3月15日（金）
 3. 総代の選挙日 令和6年4月1日（月）～10日（水）
※規定により各支部にて選挙
 4. 当選者の決定日 令和6年4月10日（水）

◆立候補の届出場所 坂井市商工会本所（坂井市坂井町下新庄2-10-1）

◆立候補の届出時間 平日 午前9時～午後5時

「令和6年能登半島地震災害義援金」の募集について

このたびの災害により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

地震、津波等の影響により、人的及び家屋等への甚大な被害が発生し、未だ多くの方々が避難生活を余儀なくされています。

こうした状況をうけて、坂井市商工会では本所・各支所の窓口に募金箱を設置し、被災された方々を支援するための義援金の募集を行っております。皆様からお寄せいただいた義援金は、坂井市へ持込させていただき、日本赤十字社を通じて全額被災地へ届けられます。

皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

北陸電力 令和6年能登半島地震により被災されたお客さまに対する電気料金の特別措置について

① 電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）の延長

被災されたお客さまの2023年12月分（支払期日が災害救助法適用日以降となるもの）に限ります。なお、災害救助法適用市町村に隣接する市町村においては、支払期日が隣接市町村における災害救助法適用日以降となるものに限ります。）、2024年1月分、2月分および3月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長します。

② 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金は、6カ月間に限り申し受けません。

③ 使用不能設備相当分の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2024年7月末日までは申し受けません。

特別措置の適用には「り災証明書」が必要になります。適用を希望される方は、お客さまサービスセンターまでお問い合わせください。

お客さまからのお問い合わせ先

北陸電力株式会社 お客さまサービスセンター（フリーダイヤル 0120-776453）

※受付時間 9～17時（土曜・日曜・祝日を除く）



〔第162号〕

発行 坂井市商工会

本所 坂井市坂井町下新庄第2号10番地1
TEL 0776-66-3324 FAX 0776-67-7023
三国支所 坂井市三国町北本町3丁目2番12号
TEL 0776-82-5055 FAX 0776-81-7055
春江支所 坂井市春江町江留下相田35-1
TEL 0776-51-2211 FAX 0776-51-5596
丸岡支所 坂井市丸岡町一本田第5号76番地
TEL 0776-66-6555 FAX 0776-66-0300

eye BCP（事業継続計画）について考えてみませんか

◆BCPとは BCPとは、Business Continuity Planの略で、企業などが「自然災害や感染症など緊急事態が発生した際、重要な事業を継続させること、もし中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方法や体制を示す計画」のことです。想定される事象は災害だけではなく、感染症やテロ、システム障害なども含まれます。また、人命の保護を目的とした「防災計画」とも異なり、目的は「事業の継続」となります。

◆BCPを作る際に考えておくべきこと それは、「守るべきもの」を事前に決めておくことです。

BCP 会社が守るべきものとは

従業員の命と安全

- ✓ 従業員の安全確保「安全配慮義務」
※従業員がいなければ事業継続難しい

会社の重要業務

- ✓ 自分の会社にしかできない業務
- ✓ 会社を存続させるために優先的に行う業務
- ✓ 取引先が被災した場合の業務のあり方

地域への強力・貢献

- ✓ 地域住民への施設開放・物資提供
- ✓ 地域の復旧・復興作業への協力

✓ 従業員の安全最優先でルール作り

BCPは人命の保護を目的とした防災計画と異なりますが、実は事業継続においても最も大切なのは従業員の命と安全の確保です。当然のことですが、従業員がいなくなったり、長期間働けなくなったりすれば事業自体の継続は難しくなります。仕事中はもちろん、出社や帰宅も含め、災害時のルールを作っておくことが重要です。

✓ 重要業務の選別・方針作り

仮に被災し、平時のように100%の業務が出来ない場合でも、自分の会社にしかできない重要な業務、会社を存続させるために優先的に行う業務を選別しておく必要があります。また、サプライチェーンの破綻を防ぐために、取引先が被災した場合の業務のあり方や方針を考えておくことが大切です。

✓ 地域貢献の方針作り

多くの企業は雇用や消費など、地域との関係性が深く、企業ダメージは地域へのダメージにもつながります。災害時には地域住民への施設の開放や物資の提供、復旧・復興作業への協力などが出来るのか、平時のうちに考えておく必要があります。

坂井市商工会では、BCPの作成を支援しています。まだBCPを作成したことがない事業所も、過去に計画を策定した事業所も、今回の災害を機に自社の災害対策について今一度見直してみませんか。

商工会が省エネにつながる機器や備品の購入に対して助成します
申請締め切りは2月29日（木）です！ぜひご利用ください！

現在お使いの物と比較して省エネ性能がアップしているもの、導入する事で節電や省エネにつながるものであれば申請可能です！申請可能か迷うものがあれば、一度商工会までお問い合わせください。

補助上限額：2万円（1事業者あたり1回のみ申請可） 補助率：4/5

申請の手続き方法や必要な書類等については、坂井市商工会のホームページをご覧ください。



小規模事業者持続化補助金第15回の申請受付が始まりました！ 次回以降の公募日程は未定です。申請検討中の方はぜひ第15回申請をご活用ください！！

持続化補助金って何？ 小規模事業者が経営計画・事業計画を自ら作成し、それらに基づいて実施する販路開拓の取組み等の経費の一部を補助するものです。

【補助金額等】

類型	通常枠	賃金引上げ枠(※1)	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
補助率	2/3				
補助上限	50万円	200万円			
インボイス特例	インボイス特例要件を満たしている場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ				

(※1)賃金引上げ枠のみ、赤字事業者については補助率3/4

【申請方法】

- 申請は、原則、電子申請システムで受け付けます。入力(記入)は、必ず申請者自身がその内容を理解、確認した上で行ってください。代理申請は不正アクセスとなるため、一切認められず、当該申請は不採択となる上、今後の公募において申請を受け付けないことがあります。
- 電子申請には「GビズIDプライム」もしくは「GビズIDメンバー」のアカウント取得が必要です。未取得の方は必ず事前に利用登録を行ってください。郵送での申請も認めますが、持参は不可となります。

【対象経費】 機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費(※2)、委託・外注費等

(※2)ウェブサイト関連費は、補助金交付申請額の1/4が上限かつ、ウェブサイト関連費のみによる申請はできません。

<活用事例> ・省人化・効率化につながる機械装置類を導入し、周知。

- ・テイクアウト事業強化に向けた冷凍機導入や商品パッケージの刷新及びチラシによる周知。
- ・新商品開発費用およびネット販売開始のためのホームページ作成。

【募集期限とスケジュール】 第15回受付締切：2024年3月14日(木) [※当日消印有効]

※申請書類のうち、「事業支援計画書(様式4)」は商工会で計画書を確認した上で発行するため、公募要領をご確認の上、3月7日(木)までに申請手続きできるよう時間に余裕をもって最寄りの商工会までご相談ください。

公募要領、申請様式等の詳細については、福井県商工会連合会のホームページをご覧ください。

福井県商工会連合会



小規模事業者持続化補助金「災害支援枠(令和6年能登半島地震)」のご案内

令和6年能登半島地震により被害を受けた小規模事業者等が行う販路開拓の取組を支援します。

【補助対象事業者】 石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する、令和6年能登半島地震の被害を受けた小規模事業者等

【事業目的】 事業の再建に向けた経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援

【補助上限】 200万円(直接被害)⇒自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合
100万円(間接被害)⇒令和6年能登半島地震に起因して、売上げ減少の間接的な被害を受けた場合

【補助率】 2/3もしくは定額(直接被害を受けた事業者で一定の要件を満たすもののみ対象)

【補助対象】 機械装置等の購入、店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

【申請期限】 1次受付締切：令和6年2月29日(木) [郵送：締切日当日消印有効]

※2次公募以降については追って公表します。

申請には売上減少の証明が必要となります。申請を検討されている方は、一度商工会にご相談ください。

(申請書類一式の郵送による提出先・お問い合わせ先)

福井県商工会連合会 小規模事業者持続化補助金地方事務局

電話番号：0776-23-3659 〒910-0004 福井県宝永4丁目9番14号

*問い合わせの対応時間は、9:00~12:00 13:00~17:00(土日祝日、年末年始除く)となります。

ものづくり補助金の次回申請締切りは3月1日(金)です！

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させるための設備投資等を支援するものです。今回は、省力化(オーダーメイド)枠のみの募集となります。

【基本要件】 以下の要件をすべて満たす3~5年の事業計画を策定していること。

- ①事業者全体の付加価値額を年平均成長率(CAGR)3%以上増加
- ②給与支給総額を年平均成長率(CAGR)1.5%以上増加
- ③事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を地域別最低賃金+30円以上の水準にする

【申請要件】 基本要件に加え、以下の要件を全て満たすこと。

- ①3~5年の事業計画期間内に補助事業において設備投資前と比較して労働生産性が2倍以上となる事業計画を策定すること
- ②3~5年の事業計画期間内に投資回収可能な事業計画を策定すること。
- ③外部Slerを活用する場合、3~5年の事業計画期間内における保守・メンテナンス契約を中小企業等とSler間で締結し、Slerは必要な体制を整備すること

【補助率・補助上限額】

従業員規模	補助上限額	補助率
5人以下	750万円(1,000万円)	1/2
6~20人	1,500万円(2,000万円)	小規模・再生 2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もし くは2/3、1,500万円を超える部分 は1/3
21~50人	3,000万円(4,000万円)	
51~99人	5,000万円(6,500万円)	
100人以上	8,000万円(1億円)	

※()内は大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例を適用した場合

【対象事業】 人手不足の解消に向けて、デジタル技術等を活用した専用設備(オーダーメイド設備)の導入等により、革新的な生産プロセス・サービス提供方法の効率化・高度化を図る取り組みに必要な設備・システム投資等を支援

※詳細については、ものづくり補助事業公式ホームページ(<https://portal.monodukuri-hojo.jp/>)をご確認ください。

※本補助金は電子申請システムでのみ受付のための「GビズIDプライムアカウント」が必要です。アカウント発行まで時間を要するため、未発行の場合は時間に余裕をもって申請してください。

IT導入補助金の次回申請スケジュールのご案内

IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール(ソフトウェア、サービス等)の導入を支援する補助金です。

【補助対象者】 中小企業・小規模事業者

※申請する場合は、IT導入補助金事務局に登録された「IT導入支援事業者」とパートナーシップを組んで申請することが必要となります。

【補助対象経費】 ソフトウェア購入費、クラウド利用料、ITツール導入関連費など

【補助金額】 5万円~450万円

【補助率】 1/2~3/4以内 ※申請枠や類型により要件や補助金額、補助率が異なります。

【次回公募スケジュール】

■通常枠、インボイス枠、セキュリティ対策推進枠

- ・締切日：2024年3月15日(金) 17:00
- ・交付決定日：2024年4月24日(水) (予定)
- ・事業実施期間：交付決定~2024年10月31日(木) 17:00 (予定)
- ・事業実績報告期限：2024年10月31日(木) 17:00 (予定)

■複数社連携IT導入枠

- ・締切日：2024年4月15日(月) 17:00
- ・交付決定日：2024年5月27日(月) (予定)
- ・事業実施期間：交付決定~2024年11月29日(金) 17:00 (予定)
- ・事業実績報告期限：2024年11月29日(金) 17:00 (予定)

申請枠や類型の詳細については、IT導入補助金2024のホームページをご覧ください。ITベンダー・サービス事業者とご相談の上、進めてください。